



S T A T U T E S

国際航空連盟 定款

2000年9月28-29日のFAI総会で承認

2013年版

FAI 定款 (STATUTES) および
付則 (By-Laws) を併せてFAI 規約とする

*Fédération Aéronautique Internationale
Maison du Sport International
Avenue de Rhodanie 54 CH-1007 Lausanne (Switzerland)
Tel: +41(0) 21 345 10 70
Fax: +41(0) 21 345 10 77
E-mail: sec@fai.org;
Web: www.fai.org*

一般財団法人 日本航空協会

本書は、FAI STATUTES を翻訳したもので、訳文に疑義がある場合は、英語版が優先する。

本書(日本語版)の著作権は(一財)日本航空協会に帰属する。本書の全部あるいは一部を(一財)日本航空協会の承諾なし転載することはできない。

国際航空連盟

MSI - Avenue de Rhodanie 54 - CH-1007 Lausanne - Switzerland

版權 2013

本書の版權は国際航空連盟（F A I）に帰属する。F A Iの代理人、あるいはF A I会員に対しては、以下の条件に基づきこの文書をコピー、印刷、及び配布する事が許可される。

1. 本書は情報としての使用のみが可能であり、商業目的で利用することはできない。
2. 本書の全部あるいは一部をコピーする場合は、版權に関する注意書を必ず含めること。

本書に記述されている製品、方法、技術は、F A Iあるいは他に知的所有権が帰属している場合がある為、上記条件は適用できない。

国際航空連盟 (FAI) 定款

目次

用語および定義	i
第1章 総則	1
第2章 FAI 会員資格及びFAI への加盟	6
第3章 FAI 総会	14
第4章 FAI 執行役員会	19
第5章 委員会	22
第6章 FAI 会長、執行役員、副会長	27
第7章 FAI の財政	30
第8章 事務局長および事務局	322
第9章 FAI 表彰の方針および手続	33
第10章 FAI 一般賞	35

F A I 定款序文

用語および定義

Absolute Majority 絶対過半数	出席会員または代理出席者の投票数の半数を超える数
Active Member of FAI FAI 正会員	当該国において最大数の航空および宇宙飛行分野を代表し、かつ F A I においてその国の代表として選ばれた国内組織
Aeronautics 航空	F A I の対象となるのは、全ての航空スポーツを含み、地表 100 キロメートル以内で行われる航空活動
Annual General Conference 年次総会	定期的に開催が予定されている総会
Associate Member of FAI FAI 準会員	当該国における航空スポーツまたは宇宙飛行の 1 部門だけを F A I において代表する国内組織または航空クラブ
Astronautics 宇宙飛行	F A I の対象となるのは地表 100 km 以上で行われる活動
Bureau 局	正式に選ばれた委員会の委員からなる組織
Commission President of Honour 名誉委員長	委員会が退任する委員長に与える称号
Commission Presidents' Group 委員長会	少なくとも 1 年に 1 回開催される F A I 委員会委員長の会議
Constitution of FAI FAI 憲章	F A I の本質、目的、機能および限度を定める根本的な法律および原則の書。2 部から構成されている。F A I 憲章のうち、相対的に不変なる事項は F A I 定款に規定され、総会によりのみ変更される。手続き及びより詳細な内容及び F A I の事業と航空宇宙活動の運営のために必要に応じて他のどの事柄も F A I 定款付則に規定され、総会によりのみ変更される。
Executive Board 執行役員会	F A I の執行組織であり、総会での方針及び決定事項を実施し、総会から次回の総会までの間の運営業務を行う
Extraordinary General Conference 臨時総会	緊急を要する事項を処理するために年次総会とは別の機会に招集される総会
FAI Air Sport Activities FAI 航空スポーツ活動	世界選手権、大陸選手権、その他の F A I 競技会、記録挑戦、世界記録の認定および F A I の規則に基づき行なわれる関連活動
FAI Air Sport Commission FAI 航空スポーツ委員会	F A I 憲章に従い設置される委員会で、特定の航空あるいは宇宙分野における国際競技会及び F A I 記録を管理する規則についての権限を有する

用語および定義

FAI By-Laws FAI 定款付則	総会で制定されたFAI憲章の一部で、表彰、バッジ、出版物および種々のFAI機関の手續と、FAIの事業と航空活動の運営のため必要なほかの事柄を規定した文書
FAI Companion of Honour FAI 名誉会員	定款および定款付則の規定により任命される個人で、定款および定款付則に規定されている特権に関する資格を有する
FAI Continental Championship FAI 大陸選手権	各大陸のFAI会員が参加できる選手権 — スポーツ規定総則編に詳細が規定されている
FAI Event FAI 行事	FAI会議、競技会または記録挑戦
FAI Financial Year FAI 会計年度	暦年
FAI International Sporting Event FAI 国際競技会	参加が会員国1ヶ国に限定されていないFAI競技会
FAI Officers FAI 役員	FAIの会長、執行役員および事務局長
FAI President of Honour FAI 名誉会長	総会においてFAIの元会長に与えられる称号
FAI Secretariat FAI 事務局	FAI本部の職員からなる組織
FAI Statutes FAI 定款	総会で制定され、FAIの目標、目的および恒久的事項を定めるFAI憲章の一部
FAI Technical Commissions FAI 技術委員会	FAIおよびその会員が関与する技術分野の問題を扱うために設立される委員会
FAI Year FAI 年	年次総会と次の年次総会間の期間
Founder Member 設立会員	1905年のパリでのFAI設立に参加した各国組織 (Aéro-Club de Belgique, Aéro-Club de France, Deutscher Luftschiiffer-Verband, Societa Aeronautica Italiana, Aero-Club de España, Aéro-Club de Suisse, Aero-Club of the United Kingdom, Aero-Club of America)
General Conference 総会	FAIの最高権限機関
Good Standing 資格のある	FAIに対する義務を完全に遂行したFAI会員の位置づけであり、FAI定款第2章に記載されている
Honorary Patron of FAI FAI 名誉後援者	航空および(または)宇宙の分野において高い評価を受けている人物あるいは能力をもった人物で、FAIの名誉後援者に任命された者。例外として、その他の有識者を任命することができる。

用語および定義

International Appeals Tribunal 国際提訴裁判所	航空スポーツの紛争に関する決定に対して起こされた訴えについて、聴聞を行い、最終判断を下す機関で、FAI 航空スポーツ一般委員会により設置される
International Affiliate Member of FAI FAI 国際協力会員	航空あるいは宇宙に関係する国際組織で、FAI 会員として選ばれた組織
Majority (also called simple majority) 過半数 (または単純過半数)	有効数の半数を超える数
Member of FAI (or FAI Member) FAI 会員	約款 2.1 に規定されている会員資格区分のどれか一つに該当する国内または国際組織
Observer オブザーバー	FAI 会議への出席を許可された個人で投票権を有しない
Patron of FAI FAI 賛助団体	FAI の支援者として認められ、航空と宇宙飛行の発展を促進するべく、FAI の目標、目的、施策及び事業に賛同し年会費を支払う会社あるいは団体 (法人その他)
Permanent Working Group 常任ワーキンググループ	期限を設けず設置され、FAI 定款に記載される委員会
Plurality Vote 多数投票	複数の選択肢がある投票において、最多得票数を得たものが採択される
President 委員長	委員会または委員会の会議を主宰する役員で、選出または任命された役員
President of FAI FAI 会長	FAI の上級選任役員。FAI 会長は、総会および執行役員会の会議を主宰する
Proxy 代理人、委任状	他の人物あるいはFAI 会員に代わって行為を行う事を正式に承認された人または代表、あるいはかかる行為を行う為の文書による権限委譲
Qualified Majority 適格過半数	分数 (例えば、3分の2) で表す過半数。この分数は、動議を可決するために必要な投票数の最小数を表す。分数は、絶対過半数または単純過半数に適用できる
Residency 居住地	居住している国により法的に認められた各人の居住する場所。1年の内、185日以上通常的生活をしている場所で、個人的および職業上関連性のある場所。職業上の関連性がない場合は、当人と当人が生活している場所の間に密接な関連性が認められる場所。
Secretary General of FAI FAI 事務局長	FAI の取締役で、FAI 本部職員の本部長

用語および定義

Sporting Code スポーツ規定	共通の規則の全てを含む総則編、及びF A I が関与する各航空スポーツおよび宇宙飛行活動に関する規則を含む細則編から成る規則集
Sporting Licence スポーティング・ライセンス	F A I 会員により、あるいはF A I 事務局が適当と認めた場合に個人に発行される標準様式のF A I ライセンスであり、国内あるいは国際競技会での競技、記録挑戦を許可するもの
Sporting Powers スポーツ権限	F A I 競技会を主催運営し、航空または宇宙記録挑戦を認め、F A I 競技会および記録挑戦を監督する役員を任命し、F A I 航空スポーツ委員会の業務に参加し、またF A I スポーティング・ライセンスを発行することにより個人およびチームがF A I 航空スポーツ活動で競技することを認める権利
Temporary Working Group 暫定作業委員会	特定の目的のために期間限定で設置される作業グループ
Temporary Member 暫定会員	F A I の正会員または準会員候補の国の組織で、暫定的かつ資格制限付きでF A I 総会において承認された会員
Unrestricted Entry 制限なき入国	正式なF A I 会員はF A I 行事の行なわれる国への入国を許可されるべきであるという理念
Vice-Presidents 副会長	F A I の副会長は、6.3. 項に従い選出される正会員 副会長、6.3.5 項に従い指名される地域 副会長および航空スポーツ委員会委員長からなる

第 1 章 総則

1. 1. FAI の組織

- 1.1.1. 国際航空連盟 (FAI) は、本定款を遵守する国内および国際の航空及び宇宙航空組織で構成される世界連盟である。
- 1.1.2. FAI は 1905 年に設立された。FAI はその活動において、人種、政治および宗教上の紛争に関与しない非政府および非営利の国際組織である。
- 1.1.3. FAI 憲章は FAI 定款および FAI 定款付則より成る。FAI 定款は総会で策定される。FAI 定款付則は総会ならびに修正権限を委嘱された執行役員会で策定される。
- 1.1.4. FAI 活動は、気球、動力飛行、グライディング、ヘリコプター、パラシューティング、模型航空、曲技飛行、ハンググライディング、マイクロライトとパラモーター、自作航空機、人力飛行、パラグライディングおよびその他の航空および宇宙スポーツ活動を含む。これら活動は FAI スポーツ規定に従い行なわれる。
- 1.1.5. FAI の職務構成は、以下の通りである。
 - 1.1.5.1. 総会 (第 3 章)
 - 1.1.5.2. 執行役員会 (第 4 章)
 - 1.1.5.3. FAI 委員会 (第 5 章)
 - 1.1.5.4. FAI 役員 (第 6 章)
 - 1.1.5.5. FAI 事務局 (第 8 章)
- 1.1.6. FAI の財源は会費およびその他の収入源からなる。
- 1.1.7. FAI はスイス民法 60 f f 条の規定に基づく非営利団体で、本部をローザンヌに置く。本部は 1.4.2. 項 に従い、総会の決議により移転することができる。

1. 2. F A I の目標および目的

- 1.2.1. 政治、民族、宗教にかかわらずなく、全ての人々の相互理解及び友好を深めるための効果的な手段として、航空は本来の国際精神に基づくものであるということを明確にし、これにより、国際友好を作り出し、より良い平和な世界を作る。
- 1.2.2. 飛行活動および航空スポーツの基本である肉体および精神の質、技術知識および技能を高める。
- 1.2.3. 航空スポーツを行なう世界の男女を集めて国際競技会を実施する。
- 1.2.4. スポーツを通じて青年に相互理解と友情の精神を教える。
- 1.2.5. 会員の個々の努力を結集し、世界中の航空および宇宙飛行を促進する。
- 1.2.6. 飛行を希望する全ての人々に対し、空域の利用を図る。
- 1.2.7. 民間航空の他部門と情報交換を行い、また相互の問題を討議するための討論会を開催する。

1. 3. F A I の機能および責任

- 1.3.1. 航空及び宇宙飛行の実施に関する規則を定める。
- 1.3.2. 国際航空及び宇宙記録を制定し、定義し、認定する。
- 1.3.3. 国際航空スポーツ競技会の規則を制定し、かつ施行する。
- 1.3.4. F A I が承認した種目による世界選手権、大陸選手権およびその他の国際競技会を開催する。
- 1.3.5. 航空機および装備品の改善、パイロットおよび落下傘降下者の訓練方法の改善、および航空活動の安全に寄与できる、会員国における F A I 活動に関する情報および統計を収集し、分析し、発表する。
- 1.3.6. F A I の航空活動の利益を保護するため、他の国際機関と協力する。
- 1.3.7. パイロットおよび落下傘降下者に対する国際基準、航空スポーツ活動に必要な資格バッジおよび医療要件を制定し、促進する。
- 1.3.8. 公認した国際航空スポーツ活動を管理する。
- 1.3.9. 定款付則の規定に従い、栄誉、メダル、賞状、名称およびバッジを授与することにより航空および宇宙分野における素晴らしい成績や顕著な貢献を表彰する。
- 1.3.10. F A I の目的及び活動を促進し、記録する出版物及び他の資料を発行する。

1. 4. F A I 定款

- 1.4.1. F A I 総会によって制定された本定款は、F A I の基本規則であり、F A I の他の全ての規則および規約に優先する。
- 1.4.2. 本定款の改定は、少なくとも正式の会員であるF A I 正会員の半数が出席あるいは代理出席した総会においてのみ行われる。但し、改正案は、総会の2ヶ月前までにF A I 全会員に、提案内容の詳細とともに送付される議題に記載される必要がある。出席した正会員または代理出席者の投票数の3分の2以上の多数決で議決される。
- 1.4.3. 議決時に定めない限り、定款付則の改定は、それを承認した総会後の1月1日から有効となる。

1. 5. F A I 定款付則

- 1.5.1. F A I 定款付則は、総会或いは執行委員会で制定される正式な成文規則として 定款を施行するための手引きとなるものである。定款付則は表彰、バッジ、出版物、様々なF A I 組織に関する手続き規則とF A I の事業と航空宇宙活動の運営のために必要に応じて他のどの事柄も定める。
- 1.5.2. 定款付則およびその改定に関しては、執行役員会の投票において、過半数の賛成が必要である。
- 1.5.3. 定款付則の改定は、F A I 会員への発表、通知日の15日後から有効となる。

1. 6. F A I スポーツ規定：その他の規則及び規約

- 1.6.1. F A I スポーツ規定は、F A I が関与する全ての航空飛行活動および宇宙飛行活動に関するF A I 規約から成る。スポーツ規定は、定款および定款付則に基づき、F A I 航空スポーツ委員会によって以下の通り運用される。
 - 1.6.1.1. - スポーツ規定総則編には、全ての航空スポーツに共通する規則が記載されており、F A I 航空スポーツ委員会により制定される。
 - 1.6.1.2. - スポーツ規定のその他の編には、個々の航空スポーツあるいは航空スポーツ全般に関する規則が含まれ、該当する各々のF A I 航空スポーツ委員会によって作成され、かつ施行される。スポーツ規定のその他の編は、総則編に抵触してはならない。
 - 1.6.1.3. - F A I スポーツ規定の条項は、F A I 会員あるいはF A I 会員に代わって管理される全てのF A I 競技会および記録挑戦の参加者および役員に適用される。
- 1.6.2. F A I 委員会は、F A I 定款、定款付則の範囲内で、各々の委員会の手続きを規定する内部規則を作成し、承認し、かつ発行する権限を有する。
- 1.6.3. F A I の業務遂行に必要なその他の規則および規約については、F A I 執行役員会が発行することができる。但し、総会での事後承認が必要である。

1. 7. FAIの旗およびロゴ

1.7.1. FAIの旗およびロゴは、以下の通り。



(ロゴ)



(ロゴ)



(旗—縦)



(旗—横)

(http://www.fai.org/fai_online_styleguide/)

- 1.7.1.1. 旗およびロゴは、国際航空精神、FAI会員の友情と協力および航空スポーツで競技する男女を象徴する。
- 1.7.1.2. FAIロゴは、“FAI”という略号及び独自の内容で構成され、世界規模の飛行の美、興奮、挑戦を象徴している。FAIロゴは公表されている規則通りに表示しなければならない。
- 1.7.1.3. 旗の地色は青色。FAIの世界的な広がりを象徴するペールブルーの経線と緯線の背景に、FAIロゴである金色の地球の上に白い鷲の姿が重ね合わされている。
- 1.7.2. FAIの旗及びロゴは、FAIの独占的所有物である。
- 1.7.2.1. FAIおよびその会員は、国内および国外においてFAI旗とロゴ、及びワールドエアゲームズのロゴの法的保護を計るために適切な対策を講じなければならない。
- 1.7.2.2. FAI会員は、本定款付則およびFAI執行役員会の指示に従い会員の活動範囲内においてFAI旗およびロゴを使用することができる。
- 1.7.2.3. 各FAI会員は、FAI旗およびロゴの使用および保護を定めているFAI規則を自国内で遵守する責任を有する。

1. 8. スポーツ権限

- 1.8.1. FAIは、航空スポーツを統括する唯一の国際機関であり、また、その会員にとっては航空スポーツの最高機関である。
- 1.8.2. スポーツ権限は、FAI執行役員会および航空スポーツ委員会が管理し、権限を委譲することができる。
- 1.8.3. スポーツ権限に関するFAI規則を遵守しない場合、2.8項の規定に従い罰せられる。
- 1.8.4. FAI会員のみがそれぞれの国においてFAIスポーツ権限を有し、またそれぞれの国の航空スポーツをFAIの下で代表する。但し、FAI会員が、他組織にスポーツ権限を委譲する旨を文書により承諾した場合、あるいは、総会が特定イベントに関して、他組織にFAIスポーツ権限を委譲する旨の特別の決定を行った場合はこの限りではない。

1. 9. F A I の公式用語

- 1.9.1. F A I の公式用語は、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語とする。これら言語は、定款付則の規定に従い使用される。

1. 10. 国際控訴裁判所

- 1.10.1. F A I に対して、会員から、最後の手段として提訴された航空スポーツまたはスポーツ競技会に関する争議は、本定款 5.6.1.5. 項及びスポーツ規定総則編に従い設置される国際控訴裁判所によって解決される。

1. 11. 他の国際機関との関係

- 1.11.1. F A I は、その目標および目的を同じくする他の国際機関と関係を結ぶことができる。総会の承認を得て、F A I は当該機関に加盟することができ、会議に代表者を送ることができる。また、長期的または短期的にそれら機関と共同で事業に従事することができる。

1. 12. F A I の運営規則

- 1.12.1. F A I の全ての権限および責任は、総会に出席する会員がになる。総会は、4.2. 項の規定に従い、執行役員会に一定の権限を委譲することができる。
- 1.12.2. 権限委譲の範囲内で、かつ 4.3. 項に従い、執行役員会は、F A I の他の機関に対して権限を行使する。
- 1.12.3. 意見の相違がある場合は、変更を行う前に F A I 内の次の上級機関に解決を委ねる。
- 1.12.4. F A I 会員（代理以外）を代表する人物が、会員国の国民あるいは住人でない場合、居住国の F A I 会員の同意を事前に得ておく必要がある。同一人が同時に 1 つ以上の F A I 会員を代表してはならない。
- 1.12.5. いかなる立場であろうとも、F A I の代理を務める人物は、F A I の倫理規定に従わなければならない。
- 1.12.6. これらの規則に関する例外については、特別に規定され、総会によって承認されなければならない。

1. 13. 解散

- 1.13.1. F A I の解散は、その目的のために特別に召集される臨時総会によってのみ決定することができる。解散に必要な多数決は、出席した正会員または代理出席者の投票数の 3 分の 2 とする。解散時の F A I の資産は、F A I と同様な目的を持つ 1 つまたはそれ以上の非営利航空スポーツ組織に移管される。移管先の組織は、解散を決定する臨時総会で決めなければならない。

第2章. F A I 会員資格及び F A I への加盟

2. 1. F A I 会員資格の区分

2.1.1. F A I 会員資格は5つに区分される。

- 2.1.1.1. 設立会員
- 2.1.1.2. 正会員
- 2.1.1.3. 準会員
- 2.1.1.4. 国際協力会員
- 2.1.1.5. 暫定会員

2. 2. 会員資格の申請

2.2.1. 会員資格の申請に関する規則及び手続きは、定款付則第2章に規定される。

2.2.2. 正会員申請の承認

2.2.2.1 正会員資格の申請承認は、総会で、出席会員あるいは代理出席者の3分の2以上の多数決投票により決定される。

2.2.3. 正会員の投票権

2.2.3.1 定款 2.6 項、3.4.1.5. 項、および 5.2.3.3. 項に従い、正会員のみが総会での投票権を有する。投票権に関しては、定款 3.6.1.2.2. 項の規定に従う。

2.2.3.2 本定款付則 3.3. 項の規定に従い、正会員は F A I 委員会における投票権を有する。

2.2.4. 準会員申請の承認

2.2.4.1 準会員申請の承認は、定款 2.2.2.1. 項で正会員に関して規定されている条件と同一の条件に基づき、総会で投票により決議される。

2.2.5. 準会員の投票権

2.2.5.1 準会員は、当該準会員が代表する分野を管轄する委員会の会議において投票する権利を有する。

2.2.6. 暫定会員申請の承認

2.2.6.1 申請は、定款 2.2.2.1 項で正会員に関して規定されている条件と同一の条件に基づき、総会で投票により決議される。

- 2.2.6.2 会員資格の継続は毎年、総会において、出席会員または代理出席者の3分の2以上の得票で決議される。
- 2.2.7. 航空活動の証明
- 2.2.7.1 定款2.4.2.2.8.項により、正会員は当該国で行われている全ての航空スポーツ活動を代表しなければならない。必要に応じて、FAIは、正会員が代表する航空および宇宙活動の数字についてFAIに提出済みの情報の根拠を示すよう会員に要求することができる。回答が不十分な場合、FAIは当該正会員のFAIにおける資格を再検討する。
- 2.2.8. 国際協力会員の承認
- 2.2.8.1 国際協力会員の承認は、本定款2.2.2.1項で正会員に関して規定する条件と同一の条件に基づき、総会において投票で決議される。

2. 3. 設立会員

- 2.3.1. 代表の特性
- 2.3.1.1. 1905年にFAI創設に係った国の組織が、この会員資格区分に属する。
- 2.3.2. 設立会員の権利と義務
- 2.3.2.1. 設立会員はまた、2.4.1.1.項の正会員でもある。
- 2.3.2.2. 設立会員がFAI正会員から脱退する場合、その会長あるいは正当に指名された代表者は、定款付則14.2.項の規定に基づき、FAI名誉会員の全ての特権を享受できる。特に、オブザーバーとして総会に出席する権利を有する。

2. 4. 正会員

- 2.4.1. 代表の特性
- 2.4.1.1. 当該国の航空スポーツおよび宇宙飛行部門の最大数を、包括的に実際に代表する国内機関をFAI正会員として選出できる。各国、1正会員のみが認められる。
- 2.4.2. 正会員の権利および義務
- 2.4.2.1. 正会員は、以下の権能を有する。FAIによって委譲されたスポーツ権限を行使すること、FAI国際競技会を主催すること、当該国における航空および宇宙飛行記録の認証を支援すること、FAIスポーツ競技会に参加すること、専門のFAI航空スポーツ委員会および技術委員会業務に参加すること、FAI会議に出席すること、正会員を代表する副会長を推薦すること、必要に応じて地域副会長を推薦すること、FAI定款付則の規定に則ってFAI諸機関に代表委員を推薦すること、FAI関連事項につき各々の国を代表すること、FAI定款、定款付則及びスポーツ規定に則って投票権を行使すること。
- 2.4.2.2. 正会員は、また以下の責任および義務を負う。

- 2.4.2.2.1. — F A I 定款、定款付則およびスポーツ規定を完全に遵守する。
- 2.4.2.2.2. — F A I に対する財政義務を履行する。
- 2.4.2.2.3. — 各々の国において F A I スポーツ規定の全ての条項を適用し、当該国の会員に規定を遵守させる。
- 2.4.2.2.4. — 外国の航空あるいは宇宙機関と契約を締結したり仕事を行なう際には、当該国の F A I 会員の承認を得て行い、かかる取引は全て F A I に報告する。
- 2.4.2.2.5. — F A I 国際スポーツカレンダーに登録するために、各々の国で開催予定の国際航空行事は全て届け出る。可能な場合は、他国の F A I 行事へ参加者を送る。
- 2.4.2.2.6. — F A I 担当の主な責任者または役員が変わった場合は、F A I 事務局に通知する。
- 2.4.2.2.7. — 各々の国における全ての国際航空スポーツ競技会への招待は当該国の F A I 会員を通じて行い、外国で開催される国際航空競技会からの参加要請は F A I 会員に対して行い、参加通知は当該 F A I 会員を通じて提出する。
- 2.4.2.2.8. — 各々の国で行われる航空スポーツ及び宇宙飛行の全分野において、代表としての役目を継続的に完璧に果たす。
- 2.4.2.2.9. — 各々の国において、F A I の目的及び目標を継続的に追求する。
- 2.4.2.2.10. — 定款付則 3.1. 項の規定により、各々の国で実施されている全スポーツについて、F A I 航空スポーツ委員会に代表委員を指名する。
- 2.4.2.2.11. — 代表委員が F A I 総会あるいは F A I 航空スポーツ委員会会議に出席できない場合は、定款 3.6.1.2.3. 及び定款付則 3.1 項の規定により、代理人を指名するか、あるいは弁明書を提出する。
- 2.4.3. **スポーツ権限の行使**
- 2.4.3.1. 1.8 項、及び 4.2.2.12 項の規定に従い、F A I 正会員は、各々の国においてスポーツ権限を行使する。権限には、F A I に代わり、F A I スポーティング・ライセンスの発行、停止、取り消しを行う権利も含まれる。
- 2.4.3.2. 正会員は、そのスポーツ権限の一部を当該国の他の航空機関に委譲することができる。委譲にあたっては、その旨を速やかに F A I に通知する。スポーツ権限の委譲をしても、2.4.2.2 項に記載する正会員の責任と義務は軽減されるものではない。関連する全ての団体が、関係する正会員や F A I 事務局と連携を保つことにより、F A I 事務局には、会員国で開催される航空スポーツ行事全てに関する主な進展状況が報告される。
- 2.4.3.3. 正会員は 2.4.3.2. 項の規定に基づき、委譲した権限をいつでも取り消すことが出来る。この場合は速やかに F A I に通知する。

2. 5. 準会員

2.5.1. 代表の特性

- 2.5.1.1. F A I の一分野に限定して、国内を管轄している組織を F A I 準会員として選定できる。当該国に、F A I 執行役員会が 2.4.2.2. の条項に違反していると認めた正会員がいる場合、あるいは、他の組織に対して特定の航空スポーツに関するスポーツ権限を直接委託する旨の書面が F A I に提出された場合、F A I 総会は、F A I の一分野に限定して国内を管轄する組織を準会員として選定できる。
- 2.5.1.2. 一つの国内組織を結成せず、また、正会員としての申請がない場合は、一ヶ国から 3 つ以上の準会員を F A I に出すことは出来ない。
- 2.5.1.3. 準会員が二つ目の F A I 活動を代表するようになった場合、当該準会員は、直ちに F A I 事務局に通知する。
- 2.5.2. **準会員の権利と義務**
- 2.5.2.1. F A I 副会長を指名する権利および総会での投票権を除き、準会員の義務は、正会員の義務と同様である。
- 2.5.3. **スポーツ権限の行使**
- 2.5.3.1. 1.8 及び 4.2.2.12 項の規定に従い、準会員はスポーツ権限を行使することができる。

2. 6. 国際協力会員

- 2.6.1. **資格**
- 2.6.1.1. 航空あるいは宇宙のいずれかの分野に関連のある国際機関は、F A I 国際協力会員として選定できる。
- 2.6.2. **権利および義務**
- 2.6.2.1. 各国際協力会員の権利、特権および責任は、加盟時に定められる。これらの権利および義務の変更は、総会の承認を得なければならない。

2. 7. 暫定会員

- 2.7.1. **資格**
- 2.7.1.1. F A I 正会員または準会員になることを目指しているが、まだ全ての権利と義務を果たす状態にない国の組織は F A I 暫定会員として選定される。
- 2.7.1.2. 暫定会員国からは一暫定会員のみが各 F A I 活動に関して F A I に参加できる（定款 1.1.4 参照）。すでに正会員のいる国からは、暫定会員は選定できない。準会員のいる国においては、定款 2.5.1.2. に基づき、暫定会員は認められるが、準会員が代表となっている航空スポーツあるいは宇宙航空以外の分野の代表でなければならない。

2.7.2. 権利および義務

- 2.7.2.1. 暫定会員はFAIでの投票権を有しない。暫定会員の国で、国内記録の認定以外のスポーツ権限を行使することはできない。暫定会員は航空スポーツ委員会および技術委員会の会議にはオブザーバーとして参加できるが、総会には参加できない。暫定会員国の競技者に対するスポーティング・ライセンスの発行をFAI事務局に申請でき、競技者はFAI主催の国際スポーツ競技会に参加できる。
- 2.7.2.2. 暫定会員は2.4.2.2.項に規定されている責任と義務を遂行する。但し2.4.2.2.5.項および2.4.2.2.7.項は適用されない（暫定会員は国際スポーツ競技会を主催する権利を有しない）

2.8. FAI会員および機関に対する実施基準

2.8.1. 違反、罰則および控訴

- 2.8.1.1. FAIの全ての会員および機関は、定款、定款付則およびスポーツ規定を遵守する義務を負う。定款、定款付則、あるいはスポーツ規定に故意に違反した場合は、以下の罰則が課せられる。
- 2.8.1.1.1. - FAI会員機関の個人会員が違反した場合は、違反事項が当該機関に付託され、確認された段階で、当該章の規定に従い訓戒、叱責、罰金、当該個人のスポーティング・ライセンスの停止あるいは取消等、適正な処罰を受ける。
- 2.8.1.1.2. - FAI会員組織、他のFAI機関、あるいはそれら組織・機関の個人会員が違反を犯し、FAI会長に付託され確認された場合は、執行役員会の決定により、当該章の規定に従い、訓戒、叱責、罰金、免職、FAIスポーティングライセンスの剥奪、あるいは除名のいずれかに処される。執行役員会の決定についてFAI総会に控訴する権利は当該章に規定する。
- 2.8.1.1.3. - 個人会員の違反を適切に処理しないか、あるいは会費納入を含むFAIへの義務を履行しない場合、執行役員会の決定により、当該FAI会員組織は当該章の規定に従い、訓戒、叱責、罰金、免職、FAIスポーティングライセンスの剥奪、あるいは除名のいずれかに処される。執行役員会の決定についてFAI総会に控訴する権利は当該章に規定する。
- 2.8.1.1.4. - 上記罰則に加え、個人あるいは機関は、適用可能な民事法の処分を受ける。
- 2.8.1.1.5. - FAI最高決定機関による決定事項は、控訴のためにスイス、ローザンヌにあるスポーツ調停裁判所(CAS)に提出する。CASはスポーツ関連調停規定に基づき、最終的に争議を解決する機関である。控訴期限は控訴に関わる決定受領後、21日以内である。

2.8.2. これらの罰則の執行や異議申し立ての申請手続きの詳細は以下に定める

2.8.2.1. FAI会員組織の個人会員による違反

- 2.8.2.1.1. FAI会員組織がその個人会員の1名あるいは複数名がFAI定款、定款付則あるいはスポーツ規定に違反している可能性がある旨の通知を受けた場合、あるいは認識した場合、当該組織の長は、当該申し立てを調査するために、1名あるいは複数名の役員を任命する。
- 2.8.2.1.2. 45日以内に、以下の事項を確認するための調査を実施する。
- 2.8.2.1.2.1. - 事実関係
- 2.8.2.1.2.2. - 酌量すべき状況

- 2.8.2.1.2.3. - 違反が故意あるいは認識の下に行われたかどうか
- 2.8.2.1.2.4. - 勧告処罰（もし、処罰すべき場合）
- 2.8.2.1.3. 処罰が勧告されない場合は、当該組織の長は、調査報告を受取り次第、違反したとされる者に通知し、調査を終了する。調査を行った者が処罰を勧告しない場合は、いかなる処罰も課せられない。
- 2.8.2.1.4. 処罰が勧告された場合、組織の長は、当該組織の理事または執行役員による会議を開催し、勧告処罰または別の処罰を課すべきか否かを決定する。決議は、絶対過半数の投票による。
- 2.8.2.1.5. 当該組織の長は、議決された処罰について違反者に通知する。違反者は、以下のいずれかを行うことができる。
 - 2.8.2.1.5.1. - 意見を述べずに処罰に従う、あるいは
 - 2.8.2.1.5.2. - 正式な意見を述べた上で処罰に従う、あるいは
 - 2.8.2.1.5.3. - 然るべき F A I 機関に処罰について提訴する
- 2.8.2.1.6. 前暦年間に課せられた処罰に関する年次報告書は、毎年 1 月 31 日までに F A I に提出する。
- 2.8.2.2. **F A I 会員組織による違反**
 - 2.8.2.2.1. F A I がその会員の 1 つあるいは複数が F A I 定款、定款付則あるいはスポーツ規定に違反している可能性がある旨の通知を受けた場合、または認識した場合、F A I 事務局長は執行役員会に報告し、受けた訴えあるいは通知が正当であり、調査に値するかどうかを決定する。もし、調査の必要性がある場合、当該会員に意見聴取を行う。また、この意見に関する見解を提訴した会員から聴取する。これにより、問題が解決されない場合、事務局長は F A I 会長に、申し立てを調査するために 3 名から成る調査委員会の設置を要請する。調査委員会は関係者全員に聴取内容に関する証拠を提出させ、必要な場合は、委員自身が聴取する。聴取にかかる費用は両者が支払う。
 - 2.8.2.2.2. 90 日以内に、以下の事項を確認するための調査を実施する。
 - 2.8.2.2.2.1 - 事実関係
 - 2.8.2.2.2.2. - 酌量すべき状況
 - 2.8.2.2.2.3. - 違反が故意あるいは認識の下に行われたかどうか
 - 2.8.2.2.2.4. - 取るべき手段。以下を含むが、以下に限定されない
 - 訴えを拒否する
 - 期限を設け、全関係者による問題解決を図る
 - 罰金を課す
 - F A I 会員から F A I へのスポーツ権限の返却
 - F A I 会員が F A I 定款、定款付則あるいはスポーツ規定に違反した場合、当該国の準会員の追加登録許可を総会に勧告する
 - 会員資格の停止あるいは除名を総会に勧告する
 - 2.8.2.2.3. 処罰が勧告されなかった場合、F A I 会長は、調査報告を受取り次第、違反したとされる者に通知し、その件の調査は打ち切られる。調査委員会が処罰を勧告しない場合は、いかなる処罰も課せられない。

- 2.8.2.2.4 処罰が勧告された場合は、F A I 会長はその内容を F A I 執行役員会に報告し、勧告処罰または他の処罰についての決定を仰ぐ。決定は、執行役員会の絶対過半数の投票により行われる。
- 2.8.2.2.5. F A I 会長は、当該 F A I 会員組織に通知する。当該会員は、以下のいずれかを行うことができる。
- 2.8.2.2.5.1. - 意見を述べずに処罰に従う、あるいは
- 2.8.2.2.5.2. - 正式な意見を述べた上で処罰に従う、あるいは
- 2.8.2.2.5.3. - 総会に提訴し、次回の総会で判断を仰ぐ
- 2.8.2.3. **会員組織による違反**
- 2.8.2.3.1. 会員組織がその個人会員による F A I 定款、定款付則、あるいはスポーツ規定の違反を適正に処理しない、あるいは会員組織が F A I に対するその他の義務を履行しないという件に関し、F A I が通知を受けたかあるいは認識した場合、F A I 会長は、2.8.2.2. 項に規定する方法と同様の方法で調査を開始する。
- 2.8.2.3.2. 調査およびその後の手続は 2.8.2.2. 項～2.8.2.5.3 項に規定する手続と同一である。

2. 9. 除名

- 2.9.1. 問題となっている事項の事実関係および総会での決定事項を再度記載した文書を郵便書留で当該会員に送付し、この通告より 60 日後に除名が確定する。

2. 10. 脱会

- 2.10.1. **会員による届出**
- 2.10.1.1. 脱会に際しては、毎年 8 月 1 日以前に、退会会員の役員の署名入り文書を書留郵便で、F A I 事務局に提出する。当該年度の会費がまだ納付されていない場合は、納付しなければならない。脱会届が 8 月 1 日後に受領された場合は、翌年度の会費を納付する。

2. 11. F A I への個人参画

- 2.11.1. 本定款では、個人の F A I 会員資格を規定していないが、F A I 活動への個人参画について以下のとおり定める。
- 2.11.1.1. **F A I 名誉後援者**
- 2.11.1.1.1. 総会は、航空または宇宙飛行の分野において高い評価を受けている人物、すぐれた能力を持った人物、あるいは、素晴らしい成果をあげた人物の中から F A I 名誉後援者を任命できる。
- 2.11.1.1.2. 例外的に、他の著名人を F A I 名誉後援者に任命できる。
- 2.11.1.1.3. F A I 名誉後援者は、終身任命であり、総会にオブザーバーとして出席することができる。
- 2.11.1.2. **F A I 名誉会員**

- 2.11.1.2.1. F A I 名誉会員は、総会で、または総会の批准を条件として F A I 会長が、終身任命することができる。
- 2.11.1.2.2. 名誉会員の任命手続、及び名誉会員に与えられる特権は、定款付則第 9 章に規定される。
- 2.11.1.2.3. 取り消し
- 2.11.1.2.3.1. 当該 F A I 会員の意見あるいは勧告により、名誉会員が F A I 定款の理想、概念を支持しないか、あるいはそれらに違反したことが明らかになった場合、または、名誉会員がその名誉を維持し続けるのに相応しくない行為を行ったと総会で判断された場合、総会で名誉会員の地位を取り消すことができる。
- 2.11.1.2.3.2. 名誉会員の地位取消は、総会において、出席会員の絶対過半数の投票により決議される。

2. 1 2. F A I への団体参画

- 2.12.1. 本定款では、団体の F A I 会員資格を規定していないが、F A I 活動への団体参画について以下のとおり認める。
- 2.12.1.1. F A I 賛助団体
- 2.12.1.1.1. 総会は会社あるいは団体（法人その他）を特定の条件の下、F A I 賛助団体と指定することができる。
- 2.12.1.1.2. F A I 賛助団体の指定及び指定解除手続、及び F A I 賛助団体に与えられる特典は、定款付則第 11 に規定される。

第3章 F A I 総会

3. 1. 構成、出席、定足数

- 3.1.1. F A I の最高機関として、総会は正式会員である正会員および準会員により任命された代表者、正式会員である国際協力会員の指名代表者、F A I 選任役員、名誉会長、F A I 名誉後援者、正式会員である F A I 後援組織の指名代表者、名誉会員、委員会会長から任命された代表者で構成される。
- 3.1.2. F A I 事務局およびその他の総会出席者は、それぞれの正会員および準会員機関によってオブザーバーとして承認されなければならない。かかる承認を行う場合は、F A I および会議を開催する会員に、事前に通知する必要がある。
- 3.1.3. 1.4.2. 項に従い、正式に出席した正会員または代理出席者の最低 25 パーセントをもって総会の定足数とする。

3. 2. 会議の性格および回数

- 3.2.1. 総会は以下の通り開催される。
- 3.2.1.1. - 通常年次総会、または
- 3.2.1.2. - 3.5 項に従い特別召集され、開催される臨時総会
- 3.2.2. 代表団の構成に関する規則は、以下に規定する。
- 3.2.2.1. 総会に出席できる正会員あるいは航空スポーツ委員会の正式代表団は 5 名以内に限られる。内 1 名は代表団の代表及び代弁者を務める。代表団の他のメンバーが総会で発言する場合は、事前に代表者の許可を得る必要がある。
- 3.2.2.2. 通常、各準会員からは総会に 1 名出席できるが、投票権は有しない。
- 3.2.2.3. 各国際協力会員は、定款 2.6.2.1. 項の規定に基づき、投票権を有する代表者 1 名を総会に出席させることができる。
- 3.2.2.4. F A I から選出された役員、技術委員会委員長あるいはその代表者は、この項記載の代表団には含まれない。

- 3.2.2.5. 3.2.2.4. 項に該当する者、およびオブザーバーは、管理および輸送の観点から各々の国の代表とみなされる。

3. 3. 制限なき入国

- 3.3.1. 総会を開催する F A I 会員は、全ての代表者および代表団が当該国に制限なく入国できるようあらゆる妥当な努力を払う。
- 3.3.2. 開催会員は、代表者または代表団が入国を拒否される可能性があるとして認めた場合は、F A I および入国拒否の可能性のある会員に直ちに通知する。

3. 4. 年次総会の権限

- 3.4.1. 本定款、定款付則およびスポーツ規定に従い、年次総会は F A I の全ての立法、執行および財務に関する事項を処理し、かつ決定する。これら事項には、以下のものが含まれる。
- 3.4.1.1. - F A I の目的、目標および方針の定義、並びに F A I の目標達成のための活動方針の確立。
 - 3.4.1.2. - 会長、財務執行役員、委員会の委員長、およびその他関連する個人および機関からの報告書の検討。
 - 3.4.1.3. - F A I の会計、および監査役から提出された財務報告の承認。
 - 3.4.1.4. - F A I の事業計画および年次会計年度の事務局運営予算の承認。
 - 3.4.1.5. - 会員および航空スポーツ委員会の区分、会費および投票権を決定する。正式会員である各正会員と各航空スポーツ委員会は、少なくとも 1 票の投票権を有する。
 - 3.4.1.5.1. - F A I の後援組織により支払われる賛助金、および後援組織の権利と特権を決定する。
 - 3.4.1.6. - 本定款の規定に基づく会員の除名。
 - 3.4.1.7. - 執行役員会あるいは委員会での決定事項に対して提起された控訴に関する判定。
 - 3.4.1.8. - 定款改定の承認。
 - 3.4.1.9. - 委員会、およびその他の常任機関あるいは暫定機関の設立。業務が完了した委員会、およびその他の常任機関あるいは暫定機関の廃止。
 - 3.4.1.10. - 執行役員会およびその他の関連機関に対する業務の割当。
 - 3.4.1.11. - F A I 会長および執行役員の選出。
 - 3.4.1.12. - F A I 副会長の選出、および航空スポーツ委員会と技術委員会の委員の承認。

- 3.4.1.13. - F A I 執行役員会の推薦に基づき、次回以降の年次総会の場所および期日を選定。
- 3.4.1.14. - 新会員の受け入れ、および資格の初期区分、会費および投票権の決定。
- 3.4.1.14.1. - 新 F A I 賛助団体の受け入れ、および賛助費の初期区分の決定。
- 3.4.1.15. - 定款および定款付則に規定されている表彰および栄誉の承認。
- 3.4.1.16. - 執行役員会および F A I 会員によって総会以前に提出されたその他一切の事項に関する決定。
- 3.4.1.17. - 執行役員会の担務の承認、および執行役員会の担務責任の解除。
- 3.4.1.18. 博物館の推薦 (定款付則 第 10 章参照)

3. 5. 臨時総会

3.5.1. 召集

- 3.5.1.1. 執行役員会の決議、あるいは 8 名以上の正会員の要求により、F A I 会長は、臨時総会を招集する。
- 3.5.1.2. 臨時総会は、召集通知から 2 ヶ月以降で、かつ、3 ヶ月以内に開催される。

3.5.2. 臨時総会の運営

- 3.5.2.1. 臨時総会は、出席を予定している会員の 3 分の 2 が別の場所での開催に同意しない限り、F A I 本部の所在する市で開催される。
- 3.5.2.2. 臨時総会の開催要求には、提案する議題を含めるものとする。
- 3.5.2.3. 上記議案に対し、執行役員会は、臨時総会で検討するに値すると思われる決議事項を追加することができる。但し、この追加は、当該臨時総会に出席あるいは代理出席している正会員および航空スポーツ委員会の 3 分の 2 以上の賛成が得られた場合に限られる。

3.2.3. 権限

- 3.5.3.1. 臨時総会は、召集通知と共に送付された全ての議題について決議する権限を有する。
- 3.5.3.2. 議題に F A I の解散事項が含まれている場合、臨時総会は、総会で決定された解散日現在の手持資産について最終的な管轄権を有する。1 名あるいは 1 名以上の精算人を任命し、解散手続きを行う。

3. 6. 手続き規則

3. 6. 1. 会議、議題および投票に関する規則は、以下に規定する。

3. 6. 1. 1. 開催通知及び議題

3. 6. 1. 1. 1. 遅くとも年次総会開催日の4ヶ月前に、主催国の組織はFAI事務局が作成したリストをもとに、FAI全会員に開催通知を送付する。
3. 6. 1. 1. 2. 正会員、準会員、あるいは航空スポーツ委員会は、年次総会の議題に含めたい事項がある場合、遅くとも年次総会開催日の3ヶ月前までにFAI事務局に提案事項を提出する。この提案事項は当該会員とFAI会長間の協議を経ずに拒否されることはない。できうる限り、自事前に内容が把握できるよう、全ての議案について、詳細な説明が必要とされる。
3. 6. 1. 1. 3. FAI技術委員会は、その委員会の委員長を通じて総会の議案を提出できる。この議案は執行役員会で検討後、議題に含められる。
3. 6. 1. 1. 4. 上記期日までに提出された全ての事項を含んだ総会の最終議題は、遅くとも年次総会開催日の2ヶ月前までに定款3.1.1.項に記載されている代表者全員に送付される。
3. 6. 1. 1. 5. 総会開催期間中に、出席正会員、及び、航空スポーツ委員会の出席者あるいは代理出席者による投票の結果、3分の2以上が賛成した場合には、議題に含まれない事項に関する討議、あるいは討議事項の順序変更を行うことができる。

3. 6. 1. 2. 総会における投票

3. 6. 1. 2. 1. 本則2.2.3.1.項に則し、各正会員はFAI年次総会において、最低1票の投票権を保証されている。年会費を全納していない正会員は、通常、その投票権を行使する資格を有しない。
3. 6. 1. 2. 2. 各正会員はその規模、代表する航空あるいは宇宙活動の数および範囲、および年会費の額に応じて1票あるいはそれ以上の投票権を有する。各FAI航空スポーツ委員会は1票あるいはそれ以上の投票権を有する。各正会員及び各航空スポーツ委員会の投票数は総会で決定される。
3. 6. 1. 2. 3. 本則3.6.1.2.4.項及び3.6.1.2.5.項により、総会に代表を派遣していない正会員は、欠席会員の投票権を持つ代理人として他の正会員を選定できる。定款3.1.1.項により、総会に出席するFAI委員会代表団は当該委員会で選出された役員あるいは承認された代表者からなる。委員会は代理人を任命あるいは擁立する権利を有しない。
3. 6. 1. 2. 4. 上記による投票権の委譲は、FAI事務局に対する事前の文書による通知および委譲される正会員の承認を必要とする。
3. 6. 1. 2. 5. 正会員は、1つ以上の他の正会員の代理となることはできない。
3. 6. 1. 2. 6. 郵便投票は、総会が特定事項の処理のために必要と見なし、かつ郵便投票の手続きを事前に定めている場合に限り認められる。

- 3.6.1.2.7. 決議を要すると思われる動議あるいは修正案は、会長宛に文書で提出するものとし、会長はこの動議または修正案を投票が行われる前に総会で読み上げる。
- 3.6.1.2.8. 動議は、当該動議に関する最終修正案の提案・可決がなされた後にのみ票決される。
- 3.6.1.2.9. 票決は、公開投票または無記名投票で行う。公開投票は、投票札を使用するか、または点呼により行う。無記名投票は、書面投票により行われる。無記名投票の前に、票を数えるために最低3名の委員が公開投票によって選ばれる。
- 3.6.1.2.10 投票は、2つもしくはそれ以上の代表団により要求された場合は、必ず行わなければならない。1つもしくはそれ以上の代表団の要求がある場合、投票は、無記名投票で行う。
- 3.6.1.2.11 無記名投票が行われる場合は、以下の投票用紙は無効とみなす。
(1) 署名のある投票用紙
(2) 投票者の特定が可能な記述のある投票用紙
(3) 選挙の場合、立候補者以外の氏名を書いた投票用紙
- 3.6.1.2.12 無記名投票で票決する場合、各正会員の代表団は、正会員が持つ投票数と同数の投票用紙を投票箱に入れなければならない。無記入の投票用紙は、棄権票として数えられる。
- 3.6.1.2.13 賛否同数の場合は、直ちに2回目の投票を実施する。
- 3.6.1.2.14 2回目の投票で、再び賛否同数になった場合は、総会で反対がない限り、当該事項は、次期総会まで持ち越される。
- 3.6.1.3. **定足数**
- 3.6.1.3.1. 定款3.1.3.項の規定に従い、FAI正会員の最低25パーセントを総会の定足数とする。
- 3.6.1.3.2. 但し、議題としてあがっていない事項に関する票決は、正会員の半数以上が出席している場合にのみ有効である。
- 3.6.1.4. **過半数**
- 3.6.1.4.1. 定款あるいは当定款付則に規定がない限り、総会での決定には、出席あるいは代理出席している正会員および航空スポーツ委員会の絶対過半数の投票が必要となる。
- 3.6.1.5. **言語**
- 3.6.1.5.1. 総会の本会議に於いて、特別に要求があった代表団に対しては、英語からフランス語、ロシア語、あるいはスペイン語への同時通訳が行われる。

第4章 FAI 執行役員会

4. 1. 組織、出席および定足数

4.1.1. FAI 執行役員会は、以下により構成される。

4.1.1.1. - FAI 会長

4.1.1.2. - 6名の執行役員、その内の1名は財務担当役員として任命される

4.1.1.3. - FAI 事務局長 (投票権は有しない)

4.1.2. FAI 事務局長を除く執行役員は、各々1票の投票権を有する。執行役員票が同数の場合、会長は自分の票に加え、さらに同点決勝票を投じてよい。

4.1.3. FAI 事務局長は、相談役の資格で執行役員会の会議に出席する。直前のFAI 元会長は、執行役員会に出席し、発言することができる。

4.1.4. 執行役員会の定足数は投票権を有する者4名以上とする。もし、出席者が投票権を持つ4名のみの場合、執行役員会の決議は、満場一致でなければならない。

4. 2. 義務および権限

4.2.1. 執行役員会は、FAI の執行機関であり、総会の施策および決議を実行し、委譲された総会の権限を行使する。

4.2.1.1. - 総会はFAI 定款付則を修正する権限を執行役員会に委任する。

4.2.2. FAI 会長が議長を務める執行役員会は、総会と総会の間になされた全ての決定および処置に対して連帯責任を有する。これには以下が含まれるが、これらに限定されない。

4.2.2.1. - 本定款、定款付則、およびスポーツ規定が適正に遵守かつ施行され、また委譲されたスポーツ権限が正しく行使されるようにする。

4.2.2.2. - FAI の全体的な施策に関する事項を明確にし、検討し、総会に対して適切な勧告を行う。

- 4.2.2.3. 事務局長の仕事モニターし、監督し、予算限度を規定し、施策指針を与える。事務局長より提示される事項、および、その他 F A I 事業や航空活動の実施にあたり、必要となる事項につき決断を下す。
- 4.2.2.4. - 財務および会計事項全てに関して、総会に対し責任を負う。
- 4.2.2.5. - 前年度の決算および次年度の予算案を総会に提示する。
- 4.2.2.6. - 以下を総会に提示する：
- 4.2.2.6.1. ・次年度の正会員の区分案、各区分の投票権案
- 4.2.2.6.2. ・航空スポーツ活動からの収入見積もり
- 4.2.2.7. - 総会決議を確実に実施する。
- 4.2.2.8. - F A I 名誉後援者の任命を総会に提案する。
- 4.2.2.9. - 本定款が規定していない事項または委員会の委員長により提出された事項に関して決議または勧告を行う。
- 4.2.2.10. - 必要に応じてワーキング・グループを設置し、また業務が完了した時点で廃止する。
- 4.2.2.11. - F A I スポーツカレンダーを承認する。
- 4.2.2.12. - 他機関に委譲したスポーツ権限を併せ、保持するスポーツ権限を行使する。
- 4.2.2.13. - F A I 会長が死去または業務遂行が不可能になった場合には、代理の会長を任命する。
- 4.2.3. - 財務担当執行役員は以下の責任を持つ：
- 4.2.3.1. - 総会に財務事項の報告を行う。
- 4.2.3.2. - 執行役員会および他の F A I 機関に対し、会計および財務事項に関し、助言および支援を行う。これらには予算、投資管理、F A I 資本の使用が含まれる。

4. 3. 執行役員会の決議の有効性

- 4.3.1. 執行役員会の決議は、可及的速やかに実施する。

4. 4 手続き上の規則

- 4.4.1. 会議、議題および投票に関する規則は、下記に規定される。
- 4.4.1.1. 執行役員会は、F A I 会長もしくは総会の指示により招集される。

- 4.4.1.2. 執行役員は、会議開催予定日の30日以前に通知を受ける。執行役員全員が全員一致で了承すれば、状況により、より短期間での通知を行う。
- 4.4.1.3. 執行役員会の議題は、FAI会長により承認され、会議の招集通知に添付される。議題には総会および各委員会の委員長が執行役員会に付託した全ての事項および執行役員会が管轄している日常業務を含む。
- 4.4.1.4. 執行役員会は、その会期中、議題にない権限内の事項の検討、あるいは議題の順序の変更を出席役員の過半数投票により決定することができる。
- 4.4.1.5. 各執行役員は、定款4.1.2.項にある場合を除き、1票の投票権を有する。
- 4.4.1.6. 定款4.1.4.項の制限の範囲内で、執行役員会の決議は、出席役員の単純過半数の投票により決定される。同数投票になった場合は、会長が決定票を投じるものとし、これに対し提訴は認めない。
- 4.4.1.7. 執行役員会の議事録は、FAI会長の指示により作成され配布される。
- 4.4.1.8. 執行役員会に議題を提出したい正会員や準会員、あるいは航空スポーツ委員会や技術委員会は、FAI事務局に議案を提出する。議案は提出者とFAI会長の協議なしに拒否することはできない。できうる限り、事前に内容が把握できるよう、全ての議案について詳細な説明が必要とされる。

第5章 委員会

5. 1. 概要

- 5.1.1. F A I の基本的業務の大部分は、以下の常設および暫定の組織によって遂行される。
- 5.1.2. **常任組織**
- 5.1.2.1. - F A I 航空スポーツ委員会：航空スポーツ、宇宙飛行、および関係事項を管理する。
- 5.1.2.2. - F A I 技術委員会：スポーツ以外の活動を管理する。
- 5.1.2.3. - 常任ワーキンググループ及び常任分科委員会は特別の目的のために設置される。
- 5.1.2.4. - 総会は、出席あるいは代理出席の正会員の投票で、3分の2以上得票した場合、無期限で常設組織を設立あるいは廃止できる。
- 5.1.2.5. - F A I 委員会は、出席あるいは代理出席の代表委員の投票で、3分の2以上得票した場合常任ワーキンググループおよび常設分科委員会を無期限で設立あるいは廃止できる。
- 5.1.2.6. - F A I 委員会は、F A I 総会に対して責任を負う。常任ワーキンググループ及び分科委員会は当該組織を設立した機関に対して責任を負う。
- 5.1.2.7. - 総会で設立された常設組織は、F A I 定款に記載される。
- 5.1.2.8. - F A I 航空スポーツ・ジェネラル一般委員会以外の各F A I 委員会は、事務局員の任期を1年にするか、2年にするかを、出席あるいは代理出席の代表委員の投票において、3分の2以上の得票により決定できる。F A I 委員会は事務局員の任期満了時に次の任期を決定できる。事務局員は全員、同じ任期とする。
- 5.1.3. **暫定組織**
- 5.1.3.1. 暫定分科委員会あるいは暫定ワーキンググループは、以下の通り、特別の目的のために一定期間設置される。
- 5.1.3.2. - 総会で、出席あるいは代理出席の正会員の投票により3分の2以上を得票
- 5.1.3.3. - 執行役員会により設置
- 5.1.3.4. - F A I 委員会で、出席あるいは代理出席の代表委員の投票により3分の2以上を得票
- 5.1.3.5. 暫定ワーキンググループあるいは暫定分科委員会に関しては、当該組織を設立した組織が責任を負う。
- 5.1.4. いかなる場合にも、新たに常任あるいは暫定組織を設立する際には、趣意書に、担当業務、義務、組織の権限およびこれに関する説明、設立組織が適切と考える設置期間及び廃止時期を記載する。
- 5.1.5. F A I 常任および暫定組織の構成及び代表者に関する規則、役員の実務および義務、投票規則、および他の取扱要領は、定款付則第3章、スポーツ規定、および関連組織の内部規則の該当箇所に記載されている。

5. 2. F A I 航空スポーツ委員会

F A I 航空スポーツ活動は通常、以下の F A I 航空スポーツ委員会の管理のもとに行なわれる。

5. 2. 1. - F A I 航空スポーツ・ジェネラル委員会は、5. 2. 3. 1. および 5. 2. 3. 2. に記載されている義務および権限を有する。

5. 2. 2. - 航空スポーツ委員会の義務および権限は 5. 2. 3. 1. および 5. 2. 3. 3. に特記されている。

5. 2. 3. 航空スポーツ委員会の義務および権限

5. 2. 3. 1. F A I 航空スポーツ委員会は：

5. 2. 3. 1. 1. - F A I 活動の範囲内で任命された業務を遂行する：および

5. 2. 3. 1. 2. - 指定事項あるいは関連事項を検討し、勧告する。

5. 2. 3. 1. 3. - 委譲された権限を超える事項について、航空スポーツ委員会は執行役員会に勧告書を提出する。執行役員会はその権限の範囲内で当該事項を決議するか、F A I 総会に勧告書を提出する。

5. 2. 3. 2 F A I 航空スポーツ・ジェネラル委員会

F A I 航空スポーツ・ジェネラル委員会は、F A I の目標および目的を促進し、F A I 総会で投票権を行使する。F A I 定款、定款付則およびスポーツ規定に基づき、F A I の全ての航空スポーツの和合の促進に努める。特に：

5. 2. 3. 2. 1. - 航空スポーツ発展の促進を図る。

5. 2. 3. 2. 2. - スポーツ規定総則編を制定し、かつ改定する。

5. 2. 3. 2. 3. - 現在ある F A I 委員会の管轄外の航空スポーツを普及・奨励するための適切な手段に関して総会に助言する。

5. 2. 3. 2. 4. - 執行役員会により指示された場合、国際スポーツ競技会および記録挑戦に関する全ての争議あるいは異議について F A I の最終控訴裁判所として機能する。

5. 2. 3. 2. 5. - スポーツ関連の争議について下された決定に対し控訴された場合、控訴を受け入れるべきか否かを調査し、受け入れる時は、国際控訴裁判所を設置する。

5. 2. 3. 2. 6. - 総会または執行役員会により割り当てられた航空スポーツに関連するその他の業務を遂行する。

5. 2. 3. 2. 7. 委員会は、以下で構成される。

5. 2. 3. 2. 7. 1 - 10名の正会員。各々が1票の投票権を有し、総会で選出される。
選出に先立ち、会員は代表者、または、必要に応じて副代表者を指名する。

5. 2. 3. 2. 7. 12 - F A I 航空スポーツ委員会の委員長又は特に指名された代表者。
各々が1票の投票権を有する。

5. 2. 3. 2. 8. 年1回、前述 5. 2. 3. 2. 7. 1. 項に基づき選出された航空スポーツジェネラル委員会の5名の委員が入り替わる。何回でも再選可能とする。選挙は無記名投票で行われる。総会での1回毎の投票には、1枚の投票用紙が総会出席の各投票者に配布される。同委員会の空席数に相当

する数の候補者名が記入されている投票用紙のみが有効となる。選出には単純過半数の獲得が必要である。もし、1回目の投票で単純過半数を獲得した候補者数が空席数を上回った場合、候補者は獲得票数の多い順に選出される。もし、1回目の投票で単純過半数を獲得した候補者数が空席数を下回った場合は、単純過半数を獲得しなかった候補者を対象に2回目の投票を行い、空席が過半数に達した候補者で埋まるまで票決を繰り返す。航空スポーツジェネラル委員会に選出されたFAI会員の任期は2年とする。

5.2.3.2.9. 定款付則3.2.1.項に記載されている“局”(Bureau)の役員は定款付則の手続きにより毎年選出される。役員の任期は年次総会で終了するFAI年とし、実際の選出日とは関係ない。

5.2.3.3. FAI航空スポーツ委員会

各々のFAI航空スポーツ委員会は、その特定の分野においてFAIの目標及び目的を促進し、FAI総会で投票権を行使する。委員会は、また、FAI定款、定款付則、及びスポーツ規則を遵守し、FAI内の全てのスポーツが一体となって促進されるよう努力する。

5.2.3.3.1. ー 各々の航空スポーツ分野および関連する航空活動の促進を図る。

5.2.3.3.2. ー 各々の分野のスポーツ規則を制定し、改定する。スポーツ規則には、FAI航空活動および記録に関する規則および規準、FAIバッジ、世界スポーツ競技会、および技術基準が含まれる。

5.2.3.3.3. ー 飛行安全、訓練、空域、装備、記録および競技会に関係する全ての技術上の問題を処理する。

5.2.3.3.4. ー 各々の航空スポーツおよび関連する技術問題に関し、委譲された執行権限を行使する。

5.2.3.3.5. ー FAI行事の促進および財政上の権利に関して、委譲された執行権限を行使する。

5.2.3.3.6. ー 総会や執行役員により割り当てられた各々の航空スポーツに関する業務を実施する。

5.2.3.3.7. ー FAI航空スポーツ委員会の個々の義務および権限には、以下のものを含む。

5.2.3.3.7.1. FAI気球委員会

気球および飛行船に関する全ての事項

5.2.3.3.7.2. FAIジェネラル・アヴィエーション委員会

ジェネラルアヴィエーション（ヘリコプターを除く）、周回飛行および航空レースに関する全ての事項。

5.2.3.3.7.3. FAI滑空委員会

グライダーに関する全ての事項（曲技飛行競技を除く）。

5.2.3.3.7.4. FAI回転翼機委員会

回転翼航空機に関する全ての事項。

5.2.3.3.7.5. FAIパラシューティング委員会

パラシューティングに関する全ての事項。

5.2.3.3.7.6. FAI模型航空委員会

模型航空機および模型宇宙航空機に関する全ての事項。

5.2.3.3.7.7. FAI曲技飛行委員会

グライダーの曲技飛行競技を含み、曲技飛行に関する全ての事項。

- 5.2.3.3.7.8. **FAI 宇宙飛行記録委員会**
宇宙および航空宇宙記録に関する全ての事項。
- 5.2.3.3.7.9. **FAI ハンググライディング・パラグライディング委員会**
ハンググライディングおよびパラグライディングに関する全ての事項。
- 5.2.3.3.7.10. **FAI マイクロライト・パラモーター委員会**
マイクロライト（超軽量動力機）とパラモーターに関する全ての事項。
- 5.2.3.3.7.11. **FAI 自作航空機委員会**
自作航空機及び古い価値のある航空機の修復に関する全ての事項。

5. 3. FAI 技術委員会

- 5.3.1. 航空スポーツ委員会以外のFAI活動は、通常、以下のFAI技術委員会の指示に基づき行われる。
- 5.3.1.1. **FAI 航空宇宙教育委員会**
- 5.3.1.2. **FAI 生理医学委員会**
- 5.3.1.3. **FAI 環境委員会**
- 5.3.2. FAI技術委員会は各分野においてFAIの目標および目的を促進し、以下の一般的義務および権限を有する。
- 5.3.2.1. - FAI活動の様々な部門に共通する技術または他の分野におけるFAI施策の策定を検討し、援助する。
- 5.3.2.2. - 総会への報告；但し、関連する情報の伝達のためにFAI航空スポーツ委員会とFAI技術委員会は直接連絡を取り合うことが望ましい。
- 5.3.3. FAI技術委員会の個々の義務および権限は以下の通りである。
- 5.3.3.1. **FAI 航空宇宙教育委員会**
特に若年層への航空および宇宙関連知識の普及。
- 5.3.3.2. **FAI 生理医学委員会**
FAI航空スポーツ活動に関する全ての医学生理上の事項。
- 5.3.3.3. **FAI 環境委員会**
- 環境への航空スポーツの影響に関する調査を評価する。
 - 実際に関心を持たれている環境に関する事項を尊重しつつ、航空スポーツの発展のための条件の維持や改善を目的としたFAIの施策を作成する。
 - 航空スポーツに影響を及ぼす環境事項につき総会や航空スポーツ委員会へ助言する。

5. 4. 常任ワーキンググループおよび分科委員会**5. 4. 1. 委員長会**

5. 4. 1. 1. FAI 委員会委員長は、その職責上、委員長会のメンバーとしてその任務にあたる。当該委員会委員長が任に当たれない場合、当該委員会の委員を当座の代理として指名することができる。

委員長会は、少なくとも1年に1回会議を開く。

5. 4. 1. 1. 1. - 各種委員会に共通の業務および関連事項を検討する。

5. 4. 1. 1. 2. - スポーツに関する共通の施策部分を策定し、総会の決定を仰ぐ。

5. 4. 1. 1. 3. - 航空競技会に係る F A I 資金の予定支出と過去の支出を精査する。

5. 4. 1. 1. 4. - 総会に適切な助言または勧告を提出する。

5. 4. 1. 2. F A I 会長は、上記会議の議長を務める。

5. 4. 2. 定款および定款付則ワーキンググループ

5. 4. 2. 1. 定款および定款付則ワーキンググループは、定款 3. 4. 1. 9. および 5. 1. 2. 3. の規定に基づき、第 9 7 回 F A I 総会で設立された F A I 常任ワーキンググループである。

5. 4. 2. 2. このワーキンググループの使命は以下の通りである。

5. 4. 2. 2. 1. - F A I 定款および定款付則に関する提案や修正について検討し適宜、修正を求め、執行役員会または総会により命じられた定款および定款付則に関するその他の任務を全うする。

第6章 F A I 会長、執行役員、副会長

6. 1. F A I 会長

6. 1. 1. 選出

6. 1. 1. 1. F A I 会長は、以下の個人の中から総会によって2年間任期で選ばれる。

6. 1. 1. 1. 1. - F A I 会長

6. 1. 1. 1. 2. - 総会で投票権を有する組織により推薦された人物

6. 1. 1. 2. 選挙は、無記名投票で行われる。選出には1回目の投票で絶対過半数を必要とする。いずれの候補者も絶対過半数を得ることができない場合は、2回目の投票が行われ、単純過半数で会長が選出される。会長立候補者が2名以上おり、2回目の投票で単純過半数が得られない場合は、3回目の投票が実施されるが、2回目の投票で最大得票数を得た2名の候補者に限定して投票が行われ、単純過半数で会長を選出する。2回目の投票の結果、第2順位に2名の同数得票者が出た場合、同数得票候補者間で決戦投票を行い、最高得票数を得た候補者と競う者を決定する。

6. 1. 1. 3. 会長は最初の任期終了後、さらに2年間の任期を最長2期まで再選できる。

6. 1. 1. 4. 新会長は、選出された総会の終了後、直ちにその任に就く。

6. 1. 2. 義務および権限

6. 1. 2. 1. 会長は、あらゆる場合においてF A I を代表する。会長は、定款、総会の施策および決議の範囲内で認められる最大限の権限を行使する。会長の義務には、以下のものを含む。

6. 1. 2. 1. 1. - 総会および執行役員会を招集、あるいは召集される。

6. 1. 2. 1. 2. - 総会および執行役員会の議長を務める。会長は、総会で投票を行わない。

6. 1. 2. 1. 3. - 定款 7. 3 項及び定款付則に基づき、契約書および財務文書に署名する。必要な場合は他の執行役員会メンバーと連署する。

6. 1. 2. 1. 4. - 職権上、全てのF A I 委員会に出席する。但し、投票権は行使しない。

6. 1. 2. 1. 5. - 妥当であると判断する場合、特定の公式目的のために、必要な人物をF A I 会議に招聘する。

6. 1. 2. 1. 6. - 会長および執行役員会として、将来の活動に対する勧告を付して総会に報告する。

6. 1. 2. 1. 7. - 役員が死亡または職務不能となった場合は、臨時の役員を任命する。

6. 1. 2. 1. 8. - 会長が死亡、退職、あるいは一時的に会長職を履行できない場合は、職務の代行者を指名する。

6.1.3. 代表の制限

6.1.3.1 F A I 行事に関し、会長はその在任中、F A I 副会長として職責を果たしていた地域や正会員あるいは航空スポーツ委員会を代表してはならない。当該地域の正会員は別途、地域副会長を推薦することができる。また、当該正会員は別途、正会員副会長を推薦することができ、航空スポーツ委員会は別途、委員長を選任することができる。

6.1.4. 名誉会長

6.1.4.1 出席正会員または代理出席者の投票数の3分の2以上の得票により、総会は元会長に名誉会長の称号を授与できる。

6.1.4.2 名誉会長は、オブザーバーとして総会に出席できる。

6. 2. F A I の執行役員

6.2.1. 執行役員の指名および選出

6.2.1.1 6名の執行役員が2年任期で総会において選ばれる。

6.2.1.2 執行役員は2年任期で何回でも再選が可能である。

6.2.1.3 執行役員に指名される候補者は、商業活動や非営利団体での経験およびF A I 航空スポーツ活動により培われた指導力および管理能力を備えていなければならない。執行役員を務めている間は、それぞれ特定の分野で責任を負う。

6.2.1.4 予算立案及び総会への財政上の報告を含む財務事項を担当する執行役員1名をおく。

6.2.1.5 その他の職責は、F A I のその時々必要性に合わせて執行役員に割り当てられる。これら職責には航空スポーツ振興、空域および規制事項、業務振興を含むが、これに限らない。

6.2.1.6 これらの職責がF A I 会長より当選時に執行役員に割り当てられる。割り当てられた特定分野に関する職責は、4.2.2.項に示す全ての決定に対する執行役員会の連帯責任には影響を及ぼさない。

6.2.1.7 執行役員はその在任中、F A I 行事でデレゲートあるいは他の立場で職務を務めていた正会員または航空スポーツ委員会を代表してはいけない。F A I 正会員あるいは航空スポーツ委員会は他の代表を指名する。

6.2.1.8 執行役員が死亡、退職または永久的に職務不能となった場合は、次の総会までそのポストは空席のままとする。次の総会で新たに執行役員を選出するが、任期は、2年任期の残りの期間あるいは2年任期のどちらかとなる。

6.2.2. 推薦方法

6.2.2.1 会員はF A I 事務局に総会の3ヶ月前までに執行役員候補者の氏名、職業、航空関連の経歴および資格を通知しなければならない。各会員は候補者を2名推薦できる。F A I 事務局が指定する標準様式に、各個人の経歴をつけて推薦する。

6.2.2.2 F A I 事務局は各候補者の経歴を含む名簿を作成し、総会の議題とともに全会員に送付する。この名簿は執行役員を選出するために総会に提出され、リストに記載された人の中から単純過半数得票により選出される。

6. 3. F A I 副会長**6. 3. 1. 正会員 副会長の推薦および選出**

6. 3. 1. 1. 副会長は、正会員によって推薦され総会で毎年選出される正会員 副会長、そして 6. 3. 5 項に従い指名される地域 副会長およびその職責上副会長を担う F A I 航空スポーツ委員会委員長によって構成される。

6. 3. 1. 2. 副会長は、任期の制限なく再選することができる。

6. 3. 2. 正会員を代表する副会長の推薦に必要とされる資格

6. 3. 2. 1. 少なくとも 2 年以上 F A I の活動に従事し、その期間中、下記を遵守した正会員が副会長を推薦できる。

6. 3. 2. 1. 1. - F A I に対する財政的義務の全てを履行していること。

6. 3. 2. 1. 2. - F A I の目標および目的に対して国内的あるいは国際的な貢献をしていること。

6. 3. 2. 1. 3. - 可能な限り F A I の活動に参加していること。

6. 3. 3. 推薦方法

6. 3. 3. 1 正会員は F A I 事務局に総会の 3 ヶ月前までに F A I 副会長に指名する個人の氏名、航空関連の経歴および資格を通知する。

6. 3. 4. 承認方法

6. 3. 4. 1. F A I 事務局は候補者の名簿を作成し、総会の議題とともに全正会員に送付する。この名簿は総会に提出され、単純過半数得票により選出される。

6. 3. 5. 地域 副会長の推薦および指名

6. 3. 5. 1. F A I 地域 副会長は、当該地域の一正会員もしくは複数の正会員によって推薦され、F A I 執行役員会で 2 年以内の期間を明示して指名された者がその任にあたる。地域 副会長を指名するか否かに関わる全裁量は F A I 執行役員会に委ねられるものとする。

6. 3. 5. 1. 1. F A I 地域 副会長は、当該地域の一正会員もしくは複数の正会員によって再推薦されれば年限の制約無く再指名を受けることができる。

6. 3. 5. 1. 2. 任期や F A I 執行役員会によって委嘱される職責は当該地域の各正会員に送達される辞令で開示される。

6. 3. 5. 1. 3. F A I 地域 副会長を推薦するため資格要件は 6. 3. 2. 項に同じとする。

6. 3. 5. 2. F A I 地域 副会長は F A I 執行役員会によって委嘱され辞令に概要を記述された具体的な任務あるいは職責を全うする責任を負う。各 F A I 地域 副会長はその活動に関し F A I 執行役員会と総会に対して定期的な報告を行うものとする。

第7章 F A I の財政

7. 1. 会計年度

7.1.1. F A I の会計年度は、暦年とする。

7. 2. F A I の収入

7.2.1. F A I の収入は 1.2 項に定める F A I の目標や目的のためだけに使用され、以下の 2 つの主要な収入源から得られる。

7.2.1.1. - 会費

7.2.1.2. - 航空スポーツ、寄付、遺贈、販売およびその他の活動から得られる現在および将来の収入。

7.2.2. 各会員区分によって支払われる会費は総会で決定される。2.5.1.1. に規定されている準会員の会費は当該国の正会員の会費に比例し決定されるが、準会員の標準会費額を超えない額とする。航空スポーツの収入予算は、総会で決定される。

7.2.3. 会費は、F A I が請求し、毎年 3 月 31 日までに支払われる。但し、必要ある場合は、執行役員会の判断で他の支払い期限を許可することができる。この支払い期限は、次の総会に報告されなければならない。

7.2.4. 航空スポーツおよび他の収入は、該当する特定の契約に従って支払に使用される。寄付および遺贈を受けることができる。支出は、執行役員によって管理され、かつ決定される。

7. 3. F A I の口座および署名

7.3.1. F A I 執行役員会は、F A I 業務を行うために必要な銀行口座および預金を維持し、必要に応じて、口座／預金について、F A I 役員および／または従業員に署名権限を認める。

7.3.2. 7.3.1. 項に規定する口座／預金の開設および署名権限の認定は F A I 会長および執行役員（財務担当）の共同署名、あるいはこれら 2 名の内の 1 名と他の執行役員との共同署名により認められる。

7. 4. 罰則

- 7.4.1. 7.2.3 項の規定により、毎年4月1日現在において会費が全納されていない場合は、1ヶ月当たり0.5%の追徴金（1ヶ月に満たない場合は、比較按分額）が課せられる。
- 7.4.2. 7.2.3 項の規定により、総会の期日までに会費を納付していない会員は、オブザーバーとしてしか総会に出席を認められない。
- 7.4.3. 7.2.3 項の規定により、12月31日までに会費を納付していない会員は、自動的に会員資格を停止され、全ての未払い会費が納入されるまで、FAI活動への参加は認められない。
- 7.4.4. 会費支払を長期間延滞した場合、不履行会員は、2.8 項の規定に基づきFAIから除名される。

7. 5. 会計監査

- 7.5.1. FAIの会計は、総会が承認する監査役により毎年監査される。全FAI会員は監査報告書の要約書を入手できる。

7. 6. 会員および役員の債務と責任

- 7.6.1. FAI会員の債務は、当該年の会費額に限定される。
- 7.6.2. FAIは、FAIの会長、執行役員および事務局長がFAI憲章の規定に基づき、正しく遂行した全ての行為に対し責任を負う。

第 8 章 事務局長および事務局

8. 1. 義務および責任

- 8.1.1. 事務局長は、執行役員会により任命され、F A I 本部が置かれる国に居住する。事務局長の任期および雇用条件は、就任時に執行役員会が定める；任期および雇用条件は、就任後、互いの合意にもとづき、再交渉できる。
- 8.1.2. 事務局長は、執行役員の承認により F A I の理事 (Managing Director) として業務を行い、F A I の日常業務の執行および管理の責任を負う。
- 8.1.3. 事務局長は、執行役員会で報告を行う (事務局長は投票権を有しないメンバー)
- 8.1.4. 事務局長は、執行役員が決定した業務活動を管理する。事務局長は F A I が中心となって実施するプロジェクトのモニターと管理、および F A I の業務計画の管理に責任を持つ。
- 8.1.5. 事務局長は、政府および他の国際組織との関係を調整する。

8. 2. 権限

- 8.2.1. 事務局長は、執行役員会の定める予算範囲内で事務局員の雇用と解雇の権限を持つ。同じく予算範囲内で、事務局が必要とする専門家の協力および／または助言を依頼できる。
- 8.2.2. 毎年、事務局長は、会員数の推移、航空スポーツの普及、および総会で提言したい管理事項について、F A I 総会で年次報告を行う。

8. 3. 会議出席

- 8.3.1. 事務局長は総会に出席するが投票権を有しない、また、執行役員会のメンバーであるが投票権を有しない。事務局長は、委員会の会議に参加することができる。

8. 4. 代表制限

- 8.4.1. 事務局長は、国際市民として行動し、異なる国家的見解を含む F A I の諸問題については、中立を保つ。

8. 5. 退職

- 8.5.1. 事務局長が退職する場合は、後任者の任命後 1 ヶ月以内に、権限譲渡書、および事務局長が責任を持っている全ての文書および記録を、最新の状態で後任者に引き渡す。この引渡しは記録されなければならない。

第9章 F A I 表彰の方針および手続

F A I メダルおよび賞状の授与は以下の方針に則って実施される。

- 9.1 授与される F A I 各賞やメダル、賞状は次の通りとする。
- － 定款第 10 章に記載された F A I 一般賞
 - － 定款付則に記載された F A I 種目別賞
- 9.1.1. 目的 F A I メダルおよび賞状は、航空や宇宙、特にスポーツ航空の分野で顕著な貢献をした人々を広く認知せしめることを目的とする。
- 9.1.2. 資格 F A I 賞は誰でも受賞することができる。当定款付則に記載されていない限り、受賞者は過去に F A I となんら関係がなくても良い。
- 9.1.2.1 メダルおよび賞状は、候補者の死後にも授与することができる。その場合、F A I は受賞者の国の F A I 会員に賞を授与する。その F A I 会員は、賞を保持するか、受賞者の近親者に授与するかを決定できる。
- 9.1.2.2 本定款及び定款付則で特に承認されていない限り、ドウ・ラ・ポー・メダルおよびブレリオ・メダルを除き、メダルおよび賞状は、同一個人に対しては 1 度しか授与されない。
- 9.1.3 受賞候補者の推薦 本定款及び定款付則の別項に定める手続により、以下の推薦権利のあるいずれかが、F A I メダルおよび賞状を推薦できる。
- － F A I 会員
 - － F A I 執行役員
 - － F A I 委員会
 - － F A I 会長
 - － F A I 事務局長
- 9.1.3.1 本定款及び定款付則に明記されていない限り、推薦権限のある組織は、毎年、各 F A I 賞の候補者として 1 名のみを推薦できる。
- 9.1.3.2 F A I 賞の推薦にあたっては、元々の推薦者が誰であれ、候補者の属する国の F A I 会員の責任者（会長または事務局長）が署名した書類を添付しなければならない。
- 9.1.3.3 推薦権利のある組織（9.1.3）は第 10 章に記載されているある全ての F A I 一般賞の推薦を、250 字以内の推薦文に本定款及び定款付則が必要としている補足情報を添えて、毎年 5 月 31 日までに F A I 事務局に提出する。

- 9.1.3.4 F A I 事務局は、定款付則に記載された F A I 種目別賞に関する推薦は全て、討議のために該当委員会に提出する。
- 9.1.3.5 別に明記されている場合を除き、F A I 事務局は、第 10 章に記載されている賞に関する推薦は全て、討議のために F A I 副会長に提出する。
- 9.1.4 推薦および承認手続き メダルと賞状の推薦にあたっては、委員会は下記に定める二段階の手続きを取らなければならない。出席している代表委員が当該賞の候補者となっている場合は、手続きが開始される前に退室し、討議および投票が行われている間、会議室に入っては行けない。本人は自分に投票したものとみなされる。
- 9.1.4.1 メダルあるいは賞状の授与承認や推薦をその年に行うかどうかについて、まず投票する。代表委員が無記名投票を要求しない限り、公開投票で行う。
- 9.1.4.2 9.1.4.1 項の結果、賛成が得られた場合で、かつ、選考対象の候補者が 1 名以上いる場合は、非公開の討議を行い、無記名投票で受賞者を決定する。議事内容に関しては記録やテープを残さない。
- 9.1.4.3 F A I 副会長は第 10 章に記載されている賞の受賞者を e メールによる投票によって決定できる。投票手続きの詳細規則は F A I 執行役員会で決定される。
- 9.1.4.4 別に定めがない限り、過半数で決定される。
- 9.1.4.5 代理投票は認められない。
- 9.1.5 承認の免除：新たに世界記録を出した者に自動的に与えられるメダルや、エアスポーツ・メダルに関しては、委員会や副会長の承認を必要としない。
- 9.1.6 賞の授与：別に明記されていない限り、メダルおよび賞状は、総会の開会式において、F A I 会長、F A I 事務局長および総会を開催する F A I 会員とで定めた儀礼に則り受賞者に授与される。
- 9.1.6.1 受賞者の氏名と功績は F A I 事務局によって総会に先駆けて公表され、総会で報道関係に配布される。
- 9.1.6.2 開会式に出席しなかった受賞者のメダルと賞状は、関係 F A I 会員代表団の責任の下で、適当な機会を設けて授与される。
- 9.1.7 F A I 種目別賞表彰方針の変更：本定款付則に明記されている F A I 賞規定を変更する場合は、関係委員会及び F A I 総会の承認を受けなければならない。かつ、候補者を推薦する年の前年の 12 月 31 日までに全ての F A I 会員に公表しなければならない。

第10章 FAI一般賞

- 10.1 自動的に授与される賞あるいはFAI 役員の裁量で授与できる賞を除き、この章に記載されているFAI メダル及び賞状はFAI 副会長の裁量によって授与される。推薦は直接FAI 副会長に提出され、事前に委員会の事前審査を受ける必要はない。

メダル

10.2 FAI ゴールド・エア・メダル

- 10.2.1 歴史：FAI の2つの最高賞の内の1つで、1924年に制定され、1925年に初めて授与された。
- 10.2.2. 資格：本メダルは、その活動、仕事、業績、指導力、あるいは献身により、航空の発展に多大な貢献を行った者に限定して授与される。
- 10.2.3. 前年の12月31日迄であれば、どの時期であっても推薦の対象となる。
- 10.2.4. 授与頻度及び数：毎年1つのみ授与される。
- 10.2.5. 推薦及び承認：推薦と承認手続きは第9章の規定及び以下の追加規定に従う。
- 10.2.5.1. メダル受賞者の決定は、絶対多数（過半数）による。
- 10.2.5.2. 最初の投票の結果、絶対多数を獲得した候補者がいない場合、最多得票数を得た2名の候補者について再度投票を行う。2回目の投票でも決定しない場合、3回目の投票を同様の方法で行う。それでも絶対多数が得られない場合、その年はメダルの授与を行わない。

10.3 FAI ゴールド・スペース・メダル

- 10.3.1. 歴史：ゴールド・スペース・メダルは1963年にFAI により制定され、FAI ゴールド・エア・メダルと同格のメダルである。
- 10.3.2. 資格：本メダルは、その活動、仕事、業績、指導力、あるいは献身により、宇宙の発展に多大な貢献を行った者にのみ授与される。
- 10.3.3. 前暦年の12月31日迄であれば、どの時期であっても推薦の対象となる。
- 10.3.4. 授与頻度及び数：毎年1つのみ授与される。

- 10.3.5. 推薦及び承認：推薦と承認手続きは第9章の規定及び以下の追加規定に従う。
- 10.3.5.1. メダル受賞者の決定は、絶対多数（過半数）による。
- 10.3.5.2. 最初の投票の結果、絶対多数を獲得した候補者がいない場合、最多得票数を得た2名の候補者について再度投票を行う。2回目の投票でも決定しない場合、3回目の投票を同様の方法で行う。それでも絶対多数が得られない場合、その年はメダルの授与を行わない。

10.4. FAI ブロンズ・メダル

- 10.4.1. 歴史：本メダルは1962年にFAIにより制定された。
- 10.4.2. 資格：本メダルは、管理業務、FAI委員会、あるいはFAIスポーツ競技会の組織運営において、FAIに多大な貢献を行なった個人に授与される。
- 10.4.3. 授与頻度及び数：毎年、1つのみ授与される。
- 10.4.4. 推薦及び承認：推薦と承認手続きは第9章の規定及び以下の追加規定に従う。
- 10.4.4.1. FAI事務局長のみがFAIブロンズ・メダルの推薦ができる。

10.5. ドゥ・ラ・ボー・メダル

- 10.5.1. 歴史：本メダルは、FAIの創設メンバーであり、また元FAI会長で、航空の普及・発展のための任務中に航空機事故で死亡したドゥ・ラ・ボー伯爵を偲んで1933年にFAIにより制定された。
- 10.5.2. 資格：ドゥ・ラ・ボー・メダルは、前年に達成され公認された全ての絶対世界記録保持者に授与される。
- 10.5.3. 授与頻度及び数：制限なし。
- 10.5.4. 推薦及び承認：自動的に授与される。(9.1.5. 参照)

10.6. ルイ・ブレリオ・メダル

- 10.6.1. 歴史：本メダルは偉大な航空先駆者であり、また元FAI副会長であるルイ・ブレリオを偲んで1936年にFAIにより制定された。
- 10.6.2. 資格：スポーツ規定第2章に定義されている最初の3つのサブ・クラスの軽飛行機を使用して速度、高度および直線飛行距離で、前年に最高記録を樹立した者に授与される。
- 10.6.3. 授与頻度と個数：3つのルイ・ブレリオ・メダルが、速度、高度、距離の各々に、毎年1つずつ授与される。
- 10.6.4. 推薦及び承認：自動的に授与される。(9.1.5. 参照)

10.7. FAIエア・スポーツ・メダル

- 10.7.1. 歴史：FAIエア・スポーツ・メダルは、リリエントールの初飛行100周年を記念して、1991年にFAI評議会により制定された。

- 10.7.2. 資格:本メダルは航空スポーツ活動に関連して卓越した仕事をした個人もしくは団体に授与される。例えば、FAI委員会活動や、世界選手権・コンチネンタル選手権の組織運営、新人パイロット・パラシューティスト・模型飛行士の訓練や教育、特に若年層に対する航空一般的の普及促進等。
- 10.7.3. 授与頻度及び数:幾つでも授与できる。通し番号を記載した証明書をFAI事務局が発行する。
- 10.7.4. 推薦と承認:FAIエア・スポーツ・メダルの申請は、FAI事務局で入手可能な規定の申請フォームを使用して、FAI会員やFAI委員会が何時でも行うことができる。申請には、その時々定められるメダル料の支払いが必要となる。
- 10.7.4.1. 申請にはFAI会長あるいは事務局長の承認を必要とする。エア・スポーツ・メダルは、FAIもしくは国内での相応しい機会に授与する。

10.8. サビア・ギョクチェン・メダル

- 10.8.1. 歴史:サビア・ギョクチェン・メダルはトルコ航空協会の提案により、2002年に制定され、トルコのFAI会員により提供される。サビア・ギョクチェンはFAIゴールド・エア・メダルの受賞者で、初の女性パイロットであり、1937年に世界初の空軍パイロットとなった。彼女は女性パイロットにとって大きな感化を与えた。
- 10.8.2. 資格:前年、航空スポーツにおいて、最も顕著な功績のあった女性に授与される。
- 10.8.3. 授与頻度及び数:毎年、1つのみ授与される。
- 10.8.4. 推薦と承認:推薦及び承認の手続き方法は、第9章の規定に従う。

10.9. FAIシルバー・メダル

- 10.9.1. 歴史:本メダルは、2006年にFAIにより制定された。
- 10.9.2. 資格:本メダルはFAIあるいは会員国の航空関連組織で重要な役職を担い、任務の遂行にあたり国際航空スポーツ界全体の利益となるような、特別なリーダーシップや影響力を発揮した個人に授与される。
- 10.9.3. 授与頻度及び数:毎年、1つのみ授与される。
- 10.9.4. 推薦と承認:推薦及び承認の手続き方法は、第9章の規定に従う。前年の12月31日迄であれば、どの時期であっても推薦の対象となる。

ディプロマ (賞状)

10.10. アウトスタンディング・エアマンシップ・ディプロマ (優れた飛行家に対する賞状)

- 10.10.1. 歴史:本賞は1985年にFAIにより制定された。
- 10.10.2. 資格:前年又は前々年に人命救助あるいは、それを目的とする飛行で、目覚しいエアマンシップを発揮した個人あるいはグループに授与される。

10.10.2.1. 通常の捜索および／あるいは救助業務に従事している航空機のパイロットあるいはクルーは対象とはならない。

10.10.3. 授与頻度及び数：毎年、最大2つ授与される。

10.10.4. 推薦と承認：手続きは、第9章の規定に従う。

10.11. ポール・ティサンディエ・ディプロマ

10.11.1. 歴史：本賞は、1919年から1945年まで、FAI事務局長を務めたポール・ティサンディエ氏（注：フランス人）に因んで、1952年にFAIにより制定された。

10.11.2. 資格：航空一般、特に航空スポーツ発展のために、献身的努力を傾注し、指導的役割を果たし、その業績が顕著である個人に授与する賞。

10.11.3. 授与頻度及び数：毎年、各FAI会員は以下の会員区分に従って、1名から3名までの候補者を推薦することができる。

準会員	……………	1ディプロマ
正会員	クラス8～10	…………… 1ディプロマ
	クラス5～7	…………… 2ディプロマ
	クラス1～4	…………… 3ディプロマ

10.11.4. 推薦と承認：手続きは、第9章の規定に従う。

10.12. 前会長ディプロマ

本賞は1973年に創設された。FAIへの貢献を評価し、FAI前会長に授与される。この賞状とともに、特別な襟章（定款付則8.4.）が授与される。

10.13. FAIグループ・ディプロマ・オブ・オナー

10.13.1. 歴史：本賞は、1965年にFAIによりFAIオノラリー・グループ・ディプロマとして制定された。2010年の総会において、FAIグループ・ディプロマ・オブ・オナーと名称が変更になった。

10.13.2. 資格：FAIグループ・ディプロマ・オブ・オナーは、前年あるいは前年までに、航空あるいは宇宙航空の進歩に多大な貢献をした人々のグループ（設計事務所、科学機関、航空出版物等）に授与される。

10.13.3. 授与頻度及び数：毎年、FAI会員は航空関連で1グループ、また、宇宙航空関連で1グループ、計2グループの候補者を推薦することができる。

10.13.4. 推薦及び承認：手続きは、第9章の規定に従う。